

事務連絡
平成 25 年 3 月 29 日

各

〔	都道府県	〕	福祉担当部	殿
	指定都市			
	中核市		住宅担当部	

厚生労働省老健局高齢者支援課
国土交通省住宅局安心居住推進課

サービス付き高齢者向け住宅のサービス提供者の資格要件について

平成 24 年 3 月 2 日付けで、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）及び介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年厚生労働省告示第 71 号）が公布され、介護職員の研修課程等の見直しを行ったところです。

実務者研修修了者がサービス付き高齢者向け住宅における状況把握サービス及び生活相談サービス（以下「必須サービス」という。）の提供者となる場合の取扱いについて、ご留意いただきたい事項を下記のとおりお示します。

つきましては、貴都道府県市におかれては、サービス付き高齢者向け住宅の登録事業者、関係団体等に周知いただきますようお願いいたします。

記

サービス付き高齢者向け住宅において必須サービスを提供する者の資格については、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）第 11 条第 1 号において定められているところですが、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省・国土交通省令第 1 号）により、平成 25 年 4 月 1 日以降にあっては、介護職員初任者研修課程の修了者についても必須サービスの提供者の資格として位置づけることとしております。

この必須サービスの提供者の資格に関する取扱いにおいては、実務者研修修了者を、介護職員初任者研修課程の修了者として取り扱って差し支えありませんので、その旨、周知いたします。